2011年7月14日 (平成23年)

藤沢市長 海老根 靖典 様

藤 沢 市 個 人 情 報 保 護 制 度 運営審議会会長 畠山 鬨之

学生の募集,選抜,進級及び卒業の認定に係る個人情報を 目的外に提供することについて(答申)

2011年6月29日付けで諮問(第479号)された学生の募集,選抜,進級及び卒業の認定に係る個人情報を目的外に提供することについて次のとおり答申します。

1 審議会の結論

藤沢市個人情報の保護に関する条例(平成15年藤沢市条例第7号。以下「条例」という。)第12条第2項第4号の規定による目的外に提供する必要性があると認められる。

2 実施機関の説明要旨

実施機関の説明を総合すると、本事務の実施に当たり個人情報を目的外に提供する必要性は次のとおりである。

(1) 諮問に至った経過

横浜弁護士会会長から、弁護士法(昭和24年法律第205号)第23条の2の規定に基づき、ある特定の者(「」の名字の者)が本校の卒業生として存在するか、卒業生として存在する場合にはその者の氏名、連絡先などについての照会が別紙のとおりされた。

弁護士法第23条の2の規定は、目的外のために提供しなければならないことが義務づけられている場合に該当せず、実施機関の裁量に委ねられている場合であるため、横浜弁護士会会長に対し、卒業生として存在するか、卒業生として存在する場合にはその者の氏名、連絡先などを目的外に提供することについて、条例第12条の規定に基づき、藤沢市個人情報保護制度運営審議会に諮

問するものである。

- (2) 卒業生に係る個人情報を目的外に提供することについて
 - ア 目的外に提供する個人情報

本件照会事項に記載された氏の看護師(以下「照会看護師」という。)が 存在しないということ。

なお, 照会看護師が存在しないため, 個人情報を目的外に提供することに ついての本人通知は, 発生しない。

イ 目的外に提供する相手方

横浜弁護士会会長

ウ 目的外提供の根拠規定

弁護士法第23条の2

- エ 目的外提供に対する実施機関の考え方
 - (ア) 照会の法的位置づけ

本件の個人情報の目的外提供に係る照会は、弁護士法第23条の2の規定に基づくものである。弁護士法第23条の2第1項には「弁護士は、受任している事件について、所属弁護士会に対し、公務所又は公私の団体に照会して必要な事項の報告を求めることを申し出ることができる。申出があつた場合において、当該弁護士会は、その申出が適当でないと認めるときは、これを拒絶することができる。」と、また、同条第2項には「弁護士会は、前項の規定による申出に基き、公務所又は公私の団体に照会して必要な事項の報告を求めることができる。」と定められ、官庁、公共団体その他の団体に対する照会による報告の請求権を認めたものであるが、市長はその照会に応じなければならない義務はなく、拘束力はない。しかし、本件照会は正当な請求権を有した横浜弁護士会会長によって行われたものであり、弁護士は弁護士法第23条において職務上知り得た秘密保持の権利を有し、また義務が課されている。

(イ) 目的外に提供する必要性について

本件照会に係る裁判の被告は、藤沢市で、藤沢市が開院する藤沢市民病院が原告に対し気管支動脈塞栓術中に取った措置が適切であったか、また施術者が誰であったかという点が争点の一部となっているということである。

そのため、原告の気管支動脈塞栓術に立ち会い、その気管支動脈塞栓術の看護記録を作成した照会看護師に事実経緯を確認することが不可欠であるが、藤沢市民病院では、照会看護師に関して平成10年に就職し、平成15年に退職したこと以外は、資料がなく不明であるとしているということである。

そこで、原告は藤沢市民病院に勤務する者のほとんどが藤沢市立看護専門学校を卒業した者であるという事実を確認したため、本件照会看護師を証人として申立てをするために、卒業年を特定して照会したということである。

照会看護師の連絡先などの個人情報について、藤沢市民病院では不明であるとしているということであり、照会看護師の連絡先などを得る他の代替手段は想定し難いものである。

よって,本件の目的外提供に係る個人情報の内容と本校を卒業する学生 の多くが藤沢市民病院へ就職している事実を確認して本件照会を行ってき た趣旨等を勘案した結果,本件の照会に応じる必要があるものと判断する。

(3) 提出資料

ア 横浜弁護士会会長からの弁護士法第23条の2に基づく照会文書(平成23 年6月8日付け横弁照2011-00501号)

イ 個人情報取扱事務届出書

3 審議会の判断理由

当審議会は、次に述べる理由により、審議会の結論のとおりの判断をするものである。

本件照会は、正当な請求権を有した横浜弁護士会によって行われるものであり、 本件照会の具体的必要性については、「本件照会に係る裁判の被告は藤沢市で、 藤沢市が開院する藤沢市民病院が原告に対し気管支動脈塞栓術中に取った措置が 適切であったか、また施術者が誰であったかという点が争点の一部となっている。 そのため、原告の気管支動脈塞栓術に立ち会い、その気管支動脈塞栓術の看護記 録を作成した照会看護師に事実経緯を確認することが不可欠であるが、藤沢市民 病院では、照会看護師に関して平成10年に就職し、平成15年に退職したこと 以外は、資料がなく不明である。原告は藤沢市民病院に勤務する者のほとんどが 藤沢市立看護専門学校を卒業した者であるという事実を確認したため、本件照会 看護師を証人として申立てをする。」とのことである。

また、実施機関では、照会看護師の連絡先などの個人情報について、藤沢市民病院では不明であること、及び照会看護師の連絡先を得る他の代替手段は想定し難いものであることを確認している。

以上のことから判断すると、目的外に提供する必要性があると認められる。

以 上